

JIS

マネジメントシステム監査のための指針

JIS Q 19011 : 2019

(ISO 19011 : 2018)

(JSA)

令和元年 5 月 20 日 改正

日本工業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本工業標準調査会標準第一部会 構成表

	氏名	所属
(部会長)	酒井 信介	横浜国立大学
(委員)	伊藤 弘	国立研究開発法人建築研究所
	宇治 公隆	首都大学東京 (公益社団法人土木学会)
	大石 美奈子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・相談員協会
	大瀧 雅寛	お茶の水女子大学
	奥田 慶一郎	一般社団法人日本建材・住宅設備産業協会
	奥野 麻衣子	三菱UFJ リサーチ&コンサルティング株式会社
	鎌田 実	東京大学
	河村 真紀子	主婦連合会
	佐伯 洋	一般社団法人日本鉄道車輛工業会
	椎名 武夫	千葉大学
	高田 祥三	早稲田大学
	高増 潔	東京大学
	千葉 光一	関西学院大学
	寺澤 富雄	一般社団法人日本鉄鋼連盟
	長井 寿	国立研究開発法人物質・材料研究機構
	長田 三紀	全国地域婦人団体連絡協議会
	奈良 広一	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	西江 勇二	一般財団法人研友社
	福田 泰和	一般財団法人日本規格協会
	星川 安之	公益財団法人共用品推進機構
	榎 徹雄	東京都市大学
	三谷 泰久	一般財団法人日本船舶技術研究協会
	棟近 雅彦	早稲田大学
	村垣 善浩	東京女子医科大学
	山内 正剛	国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構放射線医学総合研究所
	和辻 健二	一般社団法人日本自動車工業会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：平成 15.2.20 改正：令和元.5.20

官 報 公 示：令和元.5.20

原 案 作 成 者：一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-13-12 三田 MT ビル TEL 03-4231-8530)

審 議 部 会：日本工業標準調査会 標準第一部会 (部会長 酒井 信介)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省産業技術環境局 国際標準課(〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1)にご連絡ください。

なお、日本工業規格は、工業標準化法第 15 条の規定によって、少なくとも 5 年を経過する日までに日本工業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
序文	1
1 適用範囲	2
2 引用規格	2
3 用語及び定義	3
4 監査の原則	7
5 監査プログラムのマネジメント	8
5.1 一般	8
5.2 監査プログラムの目的の確立	10
5.3 監査プログラムのリスク及び機会の決定及び評価	11
5.4 監査プログラムの確立	12
5.5 監査プログラムの実施	13
5.6 監査プログラムの監視	17
5.7 監査プログラムのレビュー及び改善	18
6 監査の実施	18
6.1 一般	18
6.2 監査の開始	18
6.3 監査活動の準備	19
6.4 監査活動の実施	21
6.5 監査報告書の作成及び配付	26
6.6 監査の完了	27
6.7 監査のフォローアップの実施	27
7 監査員の力量及び評価	28
7.1 一般	28
7.2 監査員の力量の決定	28
7.3 監査員の評価基準の確立	32
7.4 監査員の適切な評価方法の選択	32
7.5 監査員の評価の実施	33
7.6 監査員の力量の維持及び向上	33
附属書 A (参考) 監査を計画及び実施する監査員に対する追加の手引	34
解 説	45

まえがき

この規格は、工業標準化法第 14 条によって準用する第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般財団法人日本規格協会（JSA）から、工業標準原案を具して日本工業規格を改正すべきとの申出があり、日本工業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が改正した日本工業規格である。

これによって、**JIS Q 19011:2012** は改正され、この規格に置き換えられた。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本工業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

マネジメントシステム監査のための指針

Guidelines for auditing management systems

序文

この規格は、2018年に第3版として発行されたISO 19011を基に、技術的内容及び構成を変更することなく作成した日本工業規格である。

なお、この規格で点線の下線を施してある参考事項は、対応国際規格にはない事項である。

この規格の2012年版に対する主な変更点は、次のとおりである。

- 監査の原則への、リスクに基づくアプローチの追加
- 監査プログラムのマネジメントに関する手引の拡張。この拡張には監査プログラムのリスクを含む。
- 監査の実施に関する手引の拡張、特に、監査計画の策定の部分
- 監査員に関する共通的な力量要求事項の拡張
- 対象 [“もの (thing)”] でなく、プロセスを反映する用語の調整
- 特定のマネジメントシステム分野の監査に関する力量要求事項を扱う附属書の削除 (個々のマネジメントシステム規格の数が多く、全ての分野に関する力量要求事項を含めるのは現実的でない。)
- 組織構造、リーダーシップ及びコミットメント、仮想監査、順守、サプライチェーンなどの (新しい) 概念を監査することに関する手引を提供するための**附属書 A** の拡張

JIS Q 19011:2012 を発効して以降、多くの新しいマネジメントシステム規格が発効されてきており、その多くが共通の構造、共通の中核となる要求事項、並びに共通の用語及び中核となる定義をもっている。結果として、より共通的な手引を与えることに加え、マネジメントシステム監査へのより幅広いアプローチを考慮する必要がある。監査結果は、事業計画策定の分析の側面に対してインプットを提供し、改善の必要性及び活動の特定に寄与することができる。

監査は、様々な監査基準の、個別又は組合せに対して行うことができる。この監査基準には次の事項を含むが、これらに限らない。

- 一つ又は複数のマネジメントシステム規格で定める要求事項
- 関連する利害関係者が規定する方針及び要求事項
- 法令・規制要求事項
- 組織又は他の関係者が定めた一つ又は複数のマネジメントシステムプロセス
- マネジメントシステムの特定のアウトプットの提供に関するマネジメントシステムの計画 (例えば、品質計画、プロジェクト計画)

この規格は、全ての規模及びタイプの組織、並びに様々な範囲及び規模の監査に対して、手引を提供する。これには、一般的に更に大規模な組織で大規模監査チームが行う監査、及び組織規模の大小に関わりなく単独の監査員が行う監査が含まれる。この手引は、監査プログラムの範囲、複雑性及び規模に適切に対応させることが望ましい。